第196回武蔵野市建築審査会会議要録 (案)

1 日時

令和元年6月14日(金曜日) 午後2時30分から午後3時45分まで

2 会場

武蔵野市役所 8階 802会議室

- 3 出席者
 - (1) 委員 4人
 - (2) 専門調査員 1人
 - ③ 特定行政庁 建築指導課長、同課審査係員
 - (4) 事務局 まちづくり推進課長、まちづくり推進課主査、同課主事
- 4 公開の可否

公開(武蔵野市建築審査会条例第7条第1項の規定による)

- 5 議題
 - (1) 同意議案 議案第4号 法第43条第2項第2号による許可の同意 (無接道建築物)
 - (2) 同意議案 議案第5号 法第48条第3項ただし書許可の同意 (用途地域制限の緩和)
- 6 議事

【議案第4号について】

本件は、鉄道会社の社宅の敷地内通路に接する敷地の建築計画に関し、 法第43条第2項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可をすることについて、建築審査会の同意を求めるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び通路の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、申請の経緯として、申請敷地が2項道路にも接道しているが有利な条件で建築計画を進めたいという意図であるのかという質疑がなされ、特定行政庁からはそのとおりであるとの説明がなされた。

審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

【議案第5号について】

本件は、第一種中高層住居専用地域に法別表第2(は)項に抵触する 用途である工場(学校給食センター)を建築する計画に関し、法第48条 第3項ただし書きに基づく許可をすることについて、特定行政庁が建築 審査会に対して同意を求めたものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より、今後10年間で小中学校の児童生徒数が増加し、既存の給食調理施設では調理能力が不足することが予想されること、本計画が建設可能な準工業地域において必要な広さを有する市有地や民間用地が存在しなかったこと、本計画敷地内にある桜堤調理場は老朽化が進んでおり建て替えが必要であることが説明された。その上で、計画が周辺環境に対し主に以下の配慮を行った計画であり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められることが説明された。

■周辺環境に対する主な配慮事項

- ・提供給食数の増加に対応し、かつ学校給食衛生管理基準に適合させるため既存施設と比較して規模が大きい計画となっているが、機器類配置や食器乾燥の運用見直しにより施設規模を小さくする調整を行ったこと。
- ・幅7.2m以上の計画敷地北側の市道第93号線を給食配送車両、食材搬入車両及び職員通勤の経路とし、計画敷地東西の生活道路を主には 使用しないこと。
- ・騒音・振動・臭気対策として、敷地中央に配置した建屋の周辺部に 緑地帯を緩衝地帯として設けることや、対策として有効な設備機器 の導入等を行うこと。

そのうえで、本計画が安定的な小中学校給食事業の実施のため、公益 上やむを得ないと認め、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が 出された。

続いて、専門調査員からは、既存施設の配置が西側に寄っているが建替え後は敷地中央となること、玉川上水側の既存樹木を保存することで景観への配慮を行っていること等が説明された。また規模が既存施設より大きくなる理由が、特定行政庁の説明した2点に加え、食育スペースの確保も要因であるとの補足説明がなされた。現地の状況と計画概要を踏まえると、周辺環境にも配慮し、かつ、公益上やむを得ない計画であるとの意見が出された。

委員からは、建物規模を大きくしてまで吹き抜けを作る必要性がある のかという質疑がなされたが、2階にある食育展示スペースから1階の 調理室を見学するために必要な空間であるとの回答がなされた。 審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 西山 徹

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委員 伊東健次

同 委 員 小石原 敏夫

同 委 員 吉川 徹